

壁面広告

- ・壁面の端から突き出ないこと。
- ・窓その他の開口部を覆わないこと。



自 自家広告物の広告塔と同様の規制

- 1番 2番 壁面面積300㎡未満：壁面面積の1/5以内
- 3番 1特 (ただし、壁面面積の1/5が15㎡に達しない場合、
- 2特 1番 壁面広告は15㎡以内とする)
- 壁面面積300㎡以上：壁面面積の1/10以内
- (ただし、壁面面積の1/10が60㎡に達しない場合、壁面広告は60㎡以内とする)

突出看板

- ・外壁からの出幅は1.5m・歩道では地上から2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路以下。
- ・上端は壁面を超えない。では地上から4.7m以上間隔を空けること。



自 自家広告物の広告塔と同様の規制

- 1番 2番 1面の面積15㎡以内
- 3番 1特 2特 1番 1面の面積20㎡以内

はり紙・はり札・立看板

- 壁面を利用する場合
- ・壁面の端から突き出ないこと。
- ・窓その他の開口部を覆わないこと。



- 塀を利用する場合
- ・塀の上端及び両端から突き出ないこと。

自 自家広告物の広告塔と同様の規制

- 1番 2番 壁面又は塀面積300㎡未満：壁面又は塀面積の1/5以内(ただし、壁面又は塀面積の1/5が15㎡に達しない場合、壁面又は塀面積は15㎡以内とする)
- 3番 1特 2特 1番 壁面又は塀面積300㎡以上：壁面又は塀面積の1/10以内(ただし、壁面又は塀面積の1/10が60㎡に達しない場合、壁面又は塀面積は60㎡以内とする)

塀の看板

- ・塀の上端及び両端から突き出ないこと。



自 自家広告物の広告塔と同様の規制

- 1番 2番 塀面積300㎡未満：塀面積の1/5以内
- 3番 1特 (ただし、塀面積の1/5が15㎡に達しない場合、
- 2特 1番 塀広告は15㎡以内とする)
- 塀面積300㎡以上：塀面積の1/10以内
- (ただし、塀面積の1/10が60㎡に達しない場合、塀広告は60㎡以内とする)

案内広告物

自 1番 2番 3番 1特 2特 屋上広告、突出看板、壁面広告、塀の看板、はり紙・はり札・立看板の掲出不可の地域

共通基準

- ・施設、事業所等への案内誘導を目的とするもの。
- ・表示内容は、施設、事業所等の名称、方向、距離など必要最小限の案内誘導を行うもので、サービス内容、商品名等、住所、電話番号の表示のないもの。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。
- ・1つの板面で案内広告物として効用をなすこと。

広告塔・広告板

自 高さ5m以下、個々の表示面の面積1㎡以下(全面10㎡以下)。目的、地理条件から必要と認められるもの。光源が白色系。動光・光の点滅でないもの。色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないもの。

- 1番 2番 高さ5m以下
- 3番 1特 広告主が1者の場合の面積：1面3㎡以内、全面6㎡以内
- 2特 広告主が5者以上共同の場合の面積：1面10㎡以内、全面20㎡以内
- 1番 高さ5m以下
- 広告主が1者の場合の面積：1面5㎡以内、全面10㎡以内
- 広告主が5者以上共同の場合の面積：1面15㎡以内、全面30㎡以内



一般広告物

自 1番 2番 3番 1特 2特 広告塔、広告板、屋上広告、壁面広告、突出看板、塀の看板、はり紙・はり札・立看板の掲出不可の地域

広告塔

- 1番 高さ1.5m以下 1面の面積30㎡以内

広告板

- 1番 高さ5m以下 全面の面積30㎡以内

屋上広告

- ・建築物の壁面から突き出ないこと。
- ・木造建築物の棟の上には設置しないこと。



- 1番 高さ：建築物の2/3以下かつ1.5m以下

突出看板

- ・歩道では地上から2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路
- ・外壁からの出幅は1.5m以下。では地上から4.7m以上間隔を空けること。
- ・上端は壁面を超えない。



- 1番 1面の面積：20㎡以内

壁面広告

- 1番 自家広告物の壁面広告と同様の規制

塀の看板

- 1番 自家広告物の塀の看板と同様の規制

はり紙・はり札・立看板

- 1番 自家広告物のはり紙・はり札・立看板と同様の規制

壁面広告

- ・壁面の端から突き出ないこと。
- ・窓その他の開口部を覆わないこと。



自 自家広告物の広告塔と同様の規制

- 1番 2番 壁面面積300㎡未満：壁面面積の1/5以内
- 3番 1特 (ただし、壁面面積の1/5が15㎡に達しない場合、
- 2特 1番 壁面広告は15㎡以内とする)
- 壁面面積300㎡以上：壁面面積の1/10以内
- (ただし、壁面面積の1/10が60㎡に達しない場合、壁面広告は60㎡以内とする)

突出看板

- ・外壁からの出幅は1.5m・歩道では地上から2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路以下。
- ・上端は壁面を超えない。では地上から4.7m以上間隔を空けること。



自 自家広告物の広告塔と同様の規制

- 1番 2番 1面の面積15㎡以内
- 3番 1特 2特 1番 1面の面積20㎡以内

はり紙・はり札・立看板

- 壁面を利用する場合
- ・壁面の端から突き出ないこと。
- ・窓その他の開口部を覆わないこと。



- 塀を利用する場合
- ・塀の上端及び両端から突き出ないこと。

自 自家広告物の広告塔と同様の規制

- 1番 2番 壁面又は塀面積300㎡未満：壁面又は塀面積の1/5以内(ただし、壁面又は塀面積の1/5が15㎡に達しない場合、壁面又は塀面積は15㎡以内とする)
- 3番 1特 2特 1番 壁面又は塀面積300㎡以上：壁面又は塀面積の1/10以内(ただし、壁面又は塀面積の1/10が60㎡に達しない場合、壁面又は塀面積は60㎡以内とする)

塀の看板

- ・塀の上端及び両端から突き出ないこと。



自 自家広告物の広告塔と同様の規制

- 1番 2番 塀面積300㎡未満：塀面積の1/5以内
- 3番 1特 (ただし、塀面積の1/5が15㎡に達しない場合、
- 2特 1番 塀広告は15㎡以内とする)
- 塀面積300㎡以上：塀面積の1/10以内
- (ただし、塀面積の1/10が60㎡に達しない場合、塀広告は60㎡以内とする)

案内広告物

自 1番 2番 3番 1特 2特 屋上広告、突出看板、壁面広告、塀の看板、はり紙・はり札・立看板の掲出不可の地域

共通基準

- ・施設、事業所等への案内誘導を目的とするもの。
- ・表示内容は、施設、事業所等の名称、方向、距離などの必要最小限の案内誘導を行うもので、サービス内容、商品名等の表示のないもの。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。
- ・1つの板面で案内広告物として効用をなすこと。

広告塔・広告板

自 高さ5m以下、個々の表示面の面積1㎡以下(全面10㎡以下)。目的、地理条件から必要と認められるもの。光源が白色系。動光・光の点滅でないもの。色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないもの。

- 1番 2番 高さ5m以下
- 3番 1特 広告主が1者の場合の面積：1面3㎡以内、全面6㎡以内
- 2特 広告主が2者以上共同の場合の面積：1面10㎡以内、全面20㎡以内、1者あたり1面2㎡以内、全面4㎡以内
- 1番 高さ5m以下
- 広告主が1者の場合の面積：1面5㎡以内、全面10㎡以内
- 広告主が2者以上共同の場合の面積：1面15㎡以内、全面30㎡以内、1者あたり1面3㎡以内、全面6㎡以内

一般広告物

自 1番 2番 3番 1特 2特 広告塔、広告板、屋上広告、壁面広告、突出看板、塀の看板、はり紙・はり札・立看板の掲出不可の地域

広告塔

- 1番 高さ1.5m以下 1面の面積30㎡以内

広告板

- 1番 高さ5m以下 全面の面積30㎡以内

屋上広告

- ・建築物の壁面から突き出ないこと。
- ・木造建築物の棟の上には設置しないこと。



- 1番 高さ：建築物の2/3以下かつ1.5m以下

突出看板

- ・歩道では地上から2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路
- ・外壁からの出幅は1.5m以下。では地上から4.7m以上間隔を空けること。
- ・上端は壁面を超えない。



- 1番 1面の面積：20㎡以内

壁面広告

- 1番 自家広告物の壁面広告と同様の規制

塀の看板

- 1番 自家広告物の塀の看板と同様の規制

はり紙・はり札・立看板

- 1番 自家広告物のはり紙・はり札・立看板と同様の規制